

第2回
長崎市宿泊税検討委員会

令和元年11月
理財部

目次

1	第1回検討委員会での意見	
	(1)他都市の状況について	
	第1回委員会での意見	・・・P1
	①宿泊税導入前後の宿泊者数の状況	・・・P2
	②使途検討の考え方(福岡市)	・・・P3
	③宿泊税関連予算規模	・・・P4
2	宿泊税の課税要件について(再掲)	・・・P5～12

1 第1回検討委員会での意見

(1) 他都市の状況について

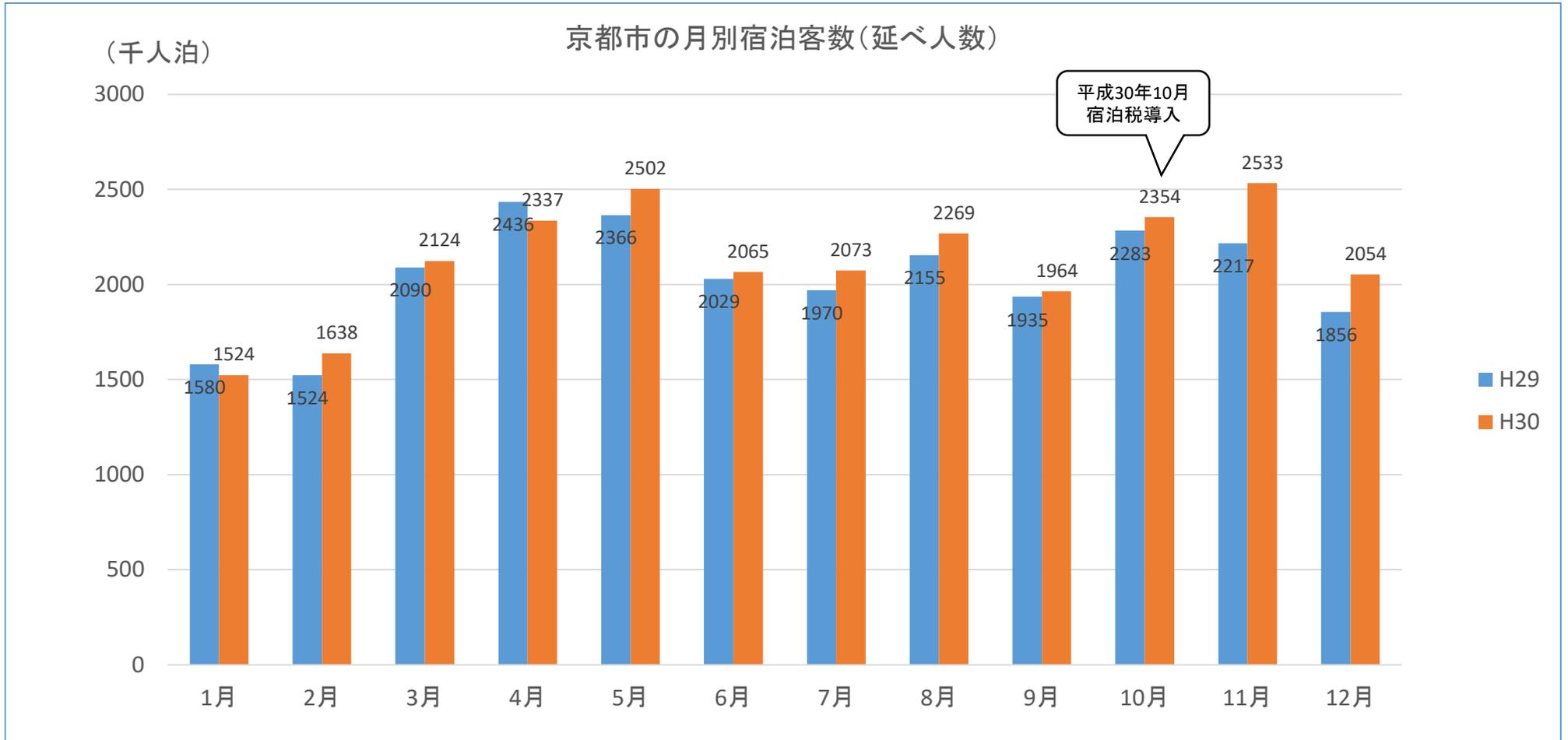
1-(1) 他都市の状況について

第1回委員会での意見

- ① 同規模の都市である金沢市が、導入前と導入後、宿泊者数がどのように変わったか。
- ② 先行自治体の導入の目的について、各都市のコンセプトがある中で、福岡市はやや特異な形であることから、福岡市の目的税としての柱について教えてほしい。
- ③ 先行して宿泊税を導入している各都市の観光関連予算規模について。
- ④ 金沢市等で宿泊税を導入した結果、どのような成果につながったのか、どのようなものが拡充されて、それが観光客の福利にどう繋がってきたか。
- ⑤ 実際に課税免除を設けた京都と、設けなかった大阪とでは、修学旅行生が宿泊する人数が京都のほうが多くなったなどの事例、修学旅行の目的地となる隣県同士の状況について。
- ⑥ 金沢市など他都市で宿泊費がどのような推移をしている中で導入されたか。

1-(1) 他都市の状況について

① 宿泊税導入前後の宿泊者数の状況



※金沢市: 宿泊税導入後(H31.4~)の宿泊者数については現時点でデータ無し
福岡市: 令和2年4月に宿泊税導入予定

※出典: 京都観光総合調査

1-(1) 他都市の状況について

② 使途検討の考え方(福岡市)

福岡市では、目的税である宿泊税は「福岡市観光振興条例」で定められている施策に要する費用に充てることとなっていることから、同条例の規定に沿って施策の検討が行われている。

条例に規定する施策	事業イメージ (福岡市観光振興条例案補足資料より)
観光産業の振興 (第6条)	観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策に取り組む。 【観光に係る人材確保及び育成、キャッシュレス化、IoT活用の推進 等】
受入環境の整備 (第7条)	国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策に取り組む。 【外国人旅行者対応、観光案内機能の充実、Wi-Fiの充実、市内の回遊性向上、バリアフリー化、宿泊事業者に対する支援 等】
観光資源の魅力の増進等 (第8条)	国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見、国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策に取り組む。 【食、歴史、文化、自然等を活かした魅力づくり、ナイトタイムの魅力向上、ファミリー層向けコンテンツの充実 等】
MICEの振興 (第9条)	MICE(国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。)の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策に取り組む。 【MICEの受入環境の整備、誘致体制の強化 等】
持続可能な観光の振興 (第10条)	宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策に取り組む。 【市民及び旅行者の安心安全の確保のための取組、健全な民泊推進のための取組み、旅行者増加による市民生活への影響緩和策 等】

1-(1) 他都市の状況について

③ 宿泊税関連予算規模

令和元年度 予算	京都市 (平成30年10月1日施行)	金沢市 (平成31年4月1日施行)
事業費 (A)	71億円	9.15億円
充当額 (B)	42億円	6.6億円
割合 (B/A)	約59%	約72%
充当額の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ①混雑対策・分散化 8.7億円 ②民泊対策 1.4億円 ③宿泊事業者支援・宿泊観光推進 3.9億円 ④受入環境整備 7.1億円 ⑤国内外への情報発信 2.6億円 ⑥京都ならではの文化振興・美しい 景観の保全 16.8億円 ⑦宿泊税課税・徴収経費 1.1億円 	<ul style="list-style-type: none"> ①まちの個性に磨きをかける 歴史・伝統・文化の振興 2.5億円 ②観光客の受入れ環境の充実 1.9億円 ③市民生活と調和した持続可能な 観光の振興 1.8億円 ④徴税経費 0.4億円

※金沢市: 充当額は11か月分の宿泊税収入見込額
福岡市は令和2年4月に宿泊税導入予定

2 宿泊税の課税要件について (再掲)

2-(1) 検討における論点

総務省留意事項を踏まえて検討した事項

検討事項	これまでの検討内容 ※庁内ワーキング会議	今後検討すべき内容
ア 新たな財源を必要とする財政需要はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎市は自主財源(約35%)が少ない。 ・少子高齢化や人口減少による市税収入の減、高齢化等による社会保障費の増加などが見込まれる。 ・観光による地方創生を実現し、新たな雇用や所得向上などにつなげることが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民目線での長崎市の観光における問題点。 ・推進すべき具体的な観光施策。
イ 法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客は、長崎市の観光施策の受益を受けており、「受益と負担」の観点から観光客に一定の負担を求めることには、合理性がある。 ・課税対象者の把握等の観点から、ホテル等の宿泊者に課税する宿泊税が合理的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税以外に法定外税は考えられないか。
ウ 税以外により適切な手段がないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料、手数料等は受益が特定の人に限定されており、必要な財源の確保が困難である。 ・安定的、継続的に一定規模の財源を確保するには、税がふさわしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・税以外の新しい手段についての今後の研究の継続。
エ 安定的に税収を確保できる財源はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊料金にかかわらず税率を1人1泊200円、修学旅行生を課税免除とした場合、約5億円の税収が見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の税収は見込まれるため、安定的な財源の確保は可能と判断している。
オ 公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・応益性及び担税力の観点から、免税点をどうするか、課税免除を設けるべきか、について検討を行ったが、結論は出していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者、特別徴収義務者、税率、免税点、課税免除などの課税要件をどうするか。
カ 徴収方法、課税を行う期間をどうするか。	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収コスト等の観点から、先行自治体と同様に宿泊税とし、特別徴収の方法により徴収するのが合理的である。 ・課税を行う期間については未検討。先行自治体は、5年ごとに見直すこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収方法は特別徴収の方法が適当と考えるがどうか。 ・課税を行う期間をどうするか。

2-(2) 課税要件の検討

ア 納税義務者の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日 (予定)	令和2年4月1日 (予定)
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅(民泊)	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊) ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)
課税標準	上記施設への 宿泊数	同左	同左	同左	同左	同左	同左
納税義務者	上記施設への 宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左

2-(2) 課税要件の検討

イ 特別徴収義務者の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町 (北海道)	福岡県	福岡市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日 (予定)	令和2年4月1日 (予定)
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者(旅館・ホテル等及び民泊) ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。 	同左	同左	同左	同左	同左	同左
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入が可能	同左	同左	同左	同左	同左	同左

2-(2) 課税要件の検討

ウ 税率(税額)、免税点の検討

課税団体	東京都	大阪府		京都市	金沢市	俱知安町	福岡県 (総務大臣と協議中)	福岡市 (総務大臣と協議中)	
		H29年1月 条例施行時	R元年6月1日 改正条例施行						
税率	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊について、宿泊料金が	一人一泊または一部屋一泊の	一人一泊につき	一人一泊について、宿泊料金が	
	①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上:200円	①1万円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円	①7千円以上1万5千円未満:100円 ②1万5千円以上2万円未満:200円 ③2万円以上:300円	①2万円未満:200円 ②2万円以上5万円未満:500円 ③5万円以上:1,000円	①2万円未満:200円 ②2万円以上:500円	宿泊料金の2%	200円 ※福岡市内の宿泊施設は、50円 ※その他の宿泊税を課す市町村の宿泊施設は、100円	①2万円未満:150円 ②2万円以上:450円	
免税点	1万円	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	
【参考】	~7千円未満	非課税	非課税	非課税	200円	200円	※5千円の場合 100円	200円	150円
	7千円 ~1万円未満	非課税	非課税	100円	200円	200円	※7千円の場合 140円	200円	150円
	1万円 ~1.5万円未満	100円	100円	100円	200円	200円	※1万円の場合 200円	200円	150円
	1.5万円 ~2万円未満	200円	200円	200円	200円	200円	※1万5千円の場合 300円	200円	150円
	2万円 ~5万円未満	200円	300円	300円	500円	500円	※2万円の場合 400円	200円	450円
	5万円~	200円	300円	300円	1,000円	500円	※5万円の場合 1,000円	200円	450円
税 収	27億円 (H30年度決算見込)	7.6億円 (H30年度決算見込)	20億円 (改正後平年度見込)	45.6億円 (平年度見込)	7.2億円 (平年度見込)	3億円 (平年度見込)	18億円 (平年度見込)	18億円 (平年度見込)	

2-(2) 課税要件の検討

エ 課税免除の検討

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日 (予定)	令和2年4月1日 (予定)
課税免除	なし	なし	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者	なし	・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する幼児、児童、生徒、学生及び引率者 ・俱知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生。	なし	なし



2-(2) 課税要件の検討

オ 長崎市における税率(税額)、免税点、課税免除の検討

案	税 率	税 収	徴税費用(概算)	メリット	デメリット
A案	1人1泊について、 一律 100円 ただし、修学旅行生は課税免除	2億5,000万円	初年度 1,500万円 次年度以降 1,000万円	・税率構造が分かりやすく、 特別徴収義務者の負担が 比較的小さい。	・担税力の観点から、安価な 宿泊料金の宿泊客に負担を 求めることは、理解が得にく いのではないかと。 ・今後必要となる観光振興施 策の事業規模を満たすには、 税収規模がやや不足する。
B案	1人1泊について、宿泊料金が ①5千円以上1万円未満 100円 ②1万円以上 200円 ただし、修学旅行生は課税免除	3億円	初年度 1,500万円 次年度以降 1,000万円	・免税点を設けることに よって、宿泊客の理解を 得やすい。 ・宿泊料金に応じた税率と することで、担税力に応じ た賦課徴収となる。	・税率構造が複雑で分かりに く、関係者の負担が大きい。 ・今後必要となる観光振興施 策の事業規模を満たすには、 税収規模がやや不足する。
C案	1人1泊について、 一律 200円 ただし、修学旅行生は課税免除	5億円	初年度 1,500万円 次年度以降 1,000万円	・税率構造が分かりやすく、 特別徴収義務者の負担が 比較的小さい。 ・今後必要となる観光振 興施策の事業規模を一定 満たす税収が得られる。	・担税力の観点から、安価な 宿泊料金の宿泊客に負担を 求めることは、理解が得にく いのではないかと。

2-(2) 課税要件の検討

カ 長期滞在者への対応

○仕事等で宿泊施設に長期滞在している宿泊客への対応

宿泊事業者から、仕事等で宿泊料金が比較的安価な宿泊施設に長期滞在している宿泊客に、短期滞在の観光客等と同様の税率で課税するのは、負担が大きいのので考慮する必要があるとの意見が出されている。

これについて、宿泊税の導入先行自治体では、長期滞在者について特に減額措置等を行っていないが、長崎市としてどうするのか検討する必要がある。

(参考)別府市の入湯税

別府市においては、法定目的税である入湯税について、観光振興や温泉保護のために、平成31年4月1日から引上げを行っており、引上げた部分については、以下の事業に使うこととしている。

- ①温泉資源の保護・確保 ②観光客の快適性確保(ストレスフリー) ③観光客の安全・安心の確保、
④魅力あふれる温泉地づくり(観光客増加のための事業) ⑤観光客の受入体制の充実

また、別府市においては、7泊8日以上長期滞在について、入湯税を半額としている。(引上げ前から)

宿泊料金と飲食料金の合計額(消費税を除く)	引上げ前			引上げ後	
	税 額	長期滞在者		税 額	長期滞在者
1,500円～2,000円	50円	25円	引上げなし	50円	25円
2,001円～4,500円	100円	50円	〃	100円	50円
4,501円～6,000円	150円	75円	〃	150円	75円
6,001円～50,000円	150円	75円	➡	<u>250円</u>	<u>125円</u>
50,001円～	150円	75円		<u>500円</u>	<u>250円</u>
娯楽施設を有する場所における 鉱泉浴場(温泉)を利用するもの	40円	—	引上げなし	40円	—

平成29年度決算額
3億2,435万円
改正後増収見込額(年間)
1億5,300万円

※1泊2日は1日として計算します。 ※7泊8日以上長期滞在は半額になります。

2-(3) 特別徴収交付金等について

宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たに徴収に係る労力やシステム等の改修に係る経費が発生するため、導入先行自治体では、納入金額に応じて交付金等を交付している。

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市
施行日	平成14年10月1日	平成29年1月1日	平成30年10月1日	平成31年4月1日	令和元年11月1日	令和2年4月1日 (予定)	令和2年4月1日 (予定)
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	未定	未定
交付額	納付された金額の2.5% 【交付上限額】 100万円	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の3.0%※(通常2.5%) ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.5%※(通常2.0%) ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.5%※(通常1.0%) (※の交付率は平成29年度から5年間の特例措置)	納期内納入額の3.0%(令和6年度以降は2.5%) 【交付上限額】 令和元年度(5か月分)833,000円 令和2年度以降200万円	納期内納入額の3.0%(令和6年度以降は2.5%) ※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算。 【交付上限額】 前期、後期それぞれ50万円	①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の3.0%※(通常2.5%) ②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.5%※(通常2.0%) ③加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.5%※(通常1.0%) (※の交付率は令和元年度から5年間の特例措置)	未定	未定

(注) 交付上限額: 1団体あたりの年間金額

1 他都市の状況について

質疑等		委員
①	金沢市の人口はどれくらいか。 金沢市は、規模も同規模になるので、導入前に対して導入後宿泊者数がどのように変わったのか知っておきたいので次回までに調べておいてほしい。	西村委員
②	資料②4-(1)の先行自治体における導入の目的で、それぞれの都市のコンセプトがある中で、ほとんどが磨き上げ、観光振興とあるのに対して福岡市だけは、やや特異な形で書いてある。 次の4-(2)では、福岡市以外のところがこの3つの柱になっていて、福岡市については書いてないので、福岡市がどういうことにお金を使っているのかということは非常に参考になるのではないかと思うので、使途を検討するにあたり、福岡市は総花的なことではなく、目的税として確固たる何か柱があってやっているのではと推測するが、次回それを聞かせてほしい。	石原委員
③	先行して宿泊税を導入している各都市の観光関連予算規模について教えてほしい。	豊饒委員
④	金沢市等で宿泊税を導入した結果、どのような成果につながったのか、どのようなものが拡充されて、それが観光客の福利にどうつながってきたのか、というようなことわかるような資料をわかる範囲でよいので調べてほしい。	西村委員
⑤	修学旅行の課税免除について、京都は免除があり大阪は無い。長崎県の中学校の大部分は関西に修学旅行に行って京都、大阪に泊まる。実際に課税免除を設けた京都と、設けなかった大阪とでは、修学旅行生が宿泊する人数が京都のほうが多くなったなどの事例があれば、調べて教えていただきたい。 長崎が導入するにあたって、例えば熊本に修学旅行が流れるといったことがないかということを見るためにも、ワンセットで修学旅行の目的地となる隣県同士の状況を調べてもらいたい。	石原委員
⑥	宿泊費に対して上乗せして税を徴収するという形で考えられているので、その場合、この宿泊費がどのような推移をしているかというのは、とても重要であると思われるので、JTBさんなどが情報をお持ちであれば、依頼してデータを出していただき、もしそれが可能であれば、金沢とか他都市でどのような推移をしている中で導入されたのかということも重要かと思われるのでご検討いただければと思う。	塚島委員 西村委員

第1回長崎市宿泊税検討委員会における質問事項（要回答分）

2 使途について

	質疑等	委員
①	<p>資料②3-(2)のイ「法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか」に対し、今後検討すべき内容として「宿泊税以外に法定外税は考えられないか」だけが記載されているが、観光客の皆さんに対して、どうサービス向上につながるのかということも観点として必要ではないかと考える。</p> <p>宿泊税が観光客へのサービス向上に供するかについて、資料として何か提案いただければ判断材料のひとつにしたい。</p>	松永委員
②	<p>アイデアを、具体的な事業としてこのくらいの予算規模でやっていくことで、観光客、宿泊客が増えることにつながっていくとして、その必要な金額が提示できないのかということだが、もしそういった考えが今のところなければ、是非検討いただきたい。</p> <p>検討にあたっては、良い機会なので民間と一緒に、こういった施策を打っていけば観光客が増えるのか考えるというような協議の場を設ける、宿泊税で得た財源については協議会的なもので一緒に考えていくなどがあってもいいのではないかと考える。</p> <p>より現場に近い声、有効な施策が出るということにつながるのではないかと考える。</p>	石原委員
③	<p>DMOに関して、長崎市がどうしたいかをしっかりと計画を作って提示していただかないと、この委員会のメンバーで決めるのは難しい。お金をどう使うのか、長崎市の観光戦略についても明確にしていきたい。</p>	松永委員
④	<p>資料②4-(3)の「長崎市における主な観光予算の状況」に記載されているDMO推進費8,080万円については、一部人件費も含まれているのではないかと推測しており、これを抜いた場合の議論にしないとおかしくなってしまうということをご承知おきいただきたい。</p> <p>これは確認していないのでわかれば教えていただきたいが、市のほうから人が減ってDMOに付いているのではないかとということであれば、記載の8千万円がまるまる施策に使われるわけではないということは合わせてご確認いただきたい。</p>	豊饒委員

第1回長崎市宿泊税検討委員会における質問事項（要回答分）

2 使途について

	質疑等	委員
⑤	<p>税額を議論する前に、法定外目的税として宿泊事業者にとって、戦略の中で、この税金がないと長崎の観光が成り立っていない、このお金を投入することによってこういう未来が描けるというようなものが必要だと委員の皆さんがおっしゃっていることだと思う。</p> <p>その絵を今すぐ描けと言われても難しいとしても、税導入にあわせて、何らかの官と民と一緒にあって、使途が支払う側も納得いくような何か協議会をやったり、税を納める方の意見を施策にどのように反映させるかという仕組みも一緒に考えてほしいということだと判断したが、それについても案等ができるか、できなければ委員会の報告書に載せていくことも考えていかなければならないかと考えている。</p> <p>そういった中で東京、大阪、金沢もそうだと思うが出張者が多い街で、長崎市は観光客が圧倒的に多い街で観光にどう貢献するのかという点も考えてほしいと、皆さんの意見を聞いていて思った。</p>	西村委員
⑥	<p>観光施策の3本の柱について、受入環境整備とプロモーションはどこも行う予想はつくが、この磨き上げ、あるいは長崎の観光の価値を上げていくために、どういう新しい観光の魅力づくりをやっていくのかがポイントになってくる。</p> <p>この部分はどういう考えかというのを次回聞かせてほしい。それが魅力的であれば期待が高まると思う。</p>	石原委員
⑦	<p>どうしてもDMOの議論は避けられないと思う。観光庁が3月末にDMOのあり方に関する検討会の中間とりまとめが発表され、以前はDMOは自分たちで稼いで自主財源を確保しなさいという方向だったが地域の実情に応じて条例によって特定財源（宿泊税、入湯税）の確保を目指すのが望ましいとなされた。</p> <p>宿泊税はまさに観光に関するDMOの大きな財源の一つになるのか長崎市の考えを次回聞かせてほしい。</p>	杉本委員

第1回長崎市宿泊税検討委員会における質問事項（要回答分）

3 その他

質疑等		委員
①	<p>【宿泊の単価について】 宿泊税を導入するにあたって、宿泊単価の移り変わりが非常にポイントだと思う。宿泊単価が落ちる中で、宿泊税を導入すると、また市場が冷え込むというような可能性もあるので、今のざっくりした9,800円、7,400円、12,000円といった母数が低いというようなことではなくて、もう少しきっちりした回答を次回までにいただければと思う。</p>	石原委員
②	<p>【長崎市の歳出について】 資料①-(3)「歳出及び観光費並びに民生費の推移」で、歳出がH28に増えている理由は何か。</p>	松永委員
③	<p>【今後の対応】 次回までに、回答が揃うもの、揃わないものがあると思うがリストを作成し、次回の前、なるべく早い時期に委員に示してもらい、委員相互に追加修正し次回の検討委員会を実りあるものにしたい。</p>	西村委員

番号	質問内容	福岡市 (令和2年4月1日施行予定)	金沢市 (平成31年4月1日施行)	京都市 (平成30年10月1日施行)
	調査日時	令和元年10月31日(木) 10:00~11:15	令和元年10月31日(木) 15:30~17:20	令和元年11月1日(金) 10:00~12:00
	調査先	経済観光文化局 観光コンベンション部 観光産業課 財政局 税務部 課税企画課	総務局 税務課	行財政局 税務部 税制課
1	宿泊税導入の検討について			
(1)	宿泊税導入のきっかけ	当初、福岡県が検討を行っていた状況の中で、議員提案により、宿泊税を財源とすることを盛り込んだ福岡市観光振興条例が福岡市議会へ提出され可決。その後、導入に向けた検討を本格的に開始した。	金沢経済同友会、市議会からの提案を受けて検討を開始。北陸新幹線開業による影響検証会議からも導入を早急に検討する必要があるとの提言がなされた。	平成28年2月の市長選において、現市長が公約に掲げたことを契機に、市民と入洛客双方が満足できるまちづくりの視点から検討を開始。いわゆる「観光公害」への対策が大きなきっかけである。
(2)	導入検討開始から導入までのスケジュール	H30.9 福岡市観光振興条例案が福岡市議会で可決 H30.10~11 福岡市宿泊税に関する調査検討委員会(全3回) R1.6 福岡市宿泊税条例案が福岡市議会で可決 R2.4 宿泊税導入予定(総務大臣協議中)	H29.5 金沢市市内プロジェクトにおいて検討開始 H29.11月 北陸新幹線開業による影響検証会議からの報告 H30.3 金沢市宿泊税条例案が金沢市議会で可決 H30.6 総務大臣同意 H31.4 宿泊税導入	H28.3 検討開始 H28.8~H29.7 京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会(全7回) H29.9 京都市宿泊税条例案が京都市議会で可決 H30.2 総務大臣同意 H30.10 宿泊税導入
(3)	宿泊事業者等への説明会の取り組み状況	・事前説明はホテル協会の総会で行った。 ・正式な説明は特別徴収義務者の説明会で行った。	・条例制定前に全ての宿泊事業者を対象に説明会を3回開催。(340施設) ・条例制定後に旅館ホテル協同組合を含む全ての宿泊事業者を対象に、同じ内容の説明会を3回開催。アクセスを考慮し、商工会議所(市街地)と保健所(郊外)で開催。参加できなかった事業者で希望する者には説明会と同等の内容で個別に対応。	平成30年4月から合計18回開催。市内の3000以上の宿泊施設に案内を出した。宿泊費が安価な簡易宿所からは、「負担が重すぎる」「公平ではない」などの意見も出た。
(4)	導入前の段階での宿泊事業者等との意見交換の場の設定(説明会以外)	特になし	特になし	・検討委員会の中で、2つの宿泊事業者の団体(京都府旅館ホテル生活衛生同業組合、日本ホテル協会京都支部)からヒアリングを行った。(京都市では、検討委員会の委員に宿泊事業者が入っていない。) ・上記2団体には、観光部局を通じて議論の状況などの情報提供を事前に行った。

番号	質問内容	福岡市 (令和2年4月1日施行予定)	金沢市 (平成31年4月1日施行)	京都市 (平成30年10月1日施行)
2 宿泊税の徴収等について				
(1)	導入前後の市内宿泊施設の宿泊料金の推移及びその把握方法	業務委託により調査を実施。その結果、市内で宿泊料金2万円以上の施設（税額500円/泊）は全体の1%程度であった。	<ul style="list-style-type: none"> ・料金の推移は把握していない。 ・導入後は宿泊税特別徴収義務者登録の際に宿泊料金の分かるものを添付してもらっている。 	宿泊料金については把握していない。推移の状況も不明。
(2)	特別徴収義務者に対する交付金の率などの決定方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金の率については先行自治体を参考に決定した。 ・システム改修に対する助成は、宿泊施設によっては費用が発生しないところもあるため行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先行自治体を参考にした。簡易宿所が多いため、導入から5年間は納期限内申告につき千円の加算を行う。 ・交付金の用途を定めていないため、システム改修費等に充てていただけでも構わない旨説明している。 ・交付は年に2回。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金の率は先行自治体を参考に決定した。 ・期限内申告納入の促進のため、令和5年度までは0.5%を上乗せする条件を付けた。そこには、導入の初期費用として、宿泊事業者の負担が増えることを考慮しての意味合いもある。
3 宿泊税の用途について				
(1)	宿泊税の目的（コンセプト）の決定方法（総合計画等の位置づけや観光関連の計画等、何に基づいて設定したか）	福岡市観光振興条例の第6～10条に規定されている項目に基づいている。 第6条：観光産業の振興 第7条：受入環境の整備 第8条：観光資源の魅力の増進等 第9条：MICEの振興 第10条：持続可能な観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ①まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興 ②観光客の受入環境の充実 ③市民生活と調和した持続可能な観光の振興 <p>以上の3つの柱に基づいて決定された。</p>	京都観光振興計画などに基づいている。観光だけでなく、市民の負担軽減や京都の魅力向上なども目的として挙げられる。
(2)	事業に宿泊税を充てる場合の、用途の選定の考え方（例：宿泊者の増加が見込める事業、観光客への還元が大きい事業、新規の事業等）	<ul style="list-style-type: none"> ①新規の事業 ②既存事業の拡充 ③新規事業又は拡充した既存事業の継続 ④その他予見することが難しく、緊急性かつ必要性が認められる事業 	(1)で挙げた3つの柱に基づき、「新規事業」及び「既存事業の拡充」に絞って選定。	<ul style="list-style-type: none"> ①住む人にも訪れる人にも京都の品格や魅力を実感できる取り組みの推進 ②京都の魅力の国内外への情報発信の強化 ③入浴客の増加など、観光を取り巻く情勢の変化に対応する受入環境の整備
(3)	宿泊税を充当している事業の内容、実績額	/	別紙参照	別紙参照
(4)	次年度の宿泊税の用途について、官民で協議等を行う協議会等が設置の有無	特になし	担当課から、事業単位ごとで予算要求を行っているため設置の予定はない。	協議会の設置は行っていないが、観光部局と宿泊事業者の間で普段から意見交換が可能。

番号	質問内容	福岡市 (令和2年4月1日施行予定)	金沢市 (平成31年4月1日施行)	京都市 (平成30年10月1日施行)
(5)	DMO（観光協会、コンベンションビューロー等含む）の財源としての充当状況、支出の費目（委託、補助など）	導入前のため無し。福岡市にはDMOが無いが、（公財）福岡観光コンベンションビューローへ負担金として7割を支出。	（一社）金沢市観光協会がDMO登録法人であるが、現時点では宿泊税は充てていない。	<ul style="list-style-type: none"> ・（公社）京都市観光協会がDMOを担っており、市から事業への補助、委託を行っている。 ・DMOへ市がそのまま補助という形はできない。 ・用途を明確にしたうえで、個別の事業に補助という形をとる。
(6)	宿泊税に係る基金の設置状況	予定は無いが必要に応じて検討。	用途の中の一つとして、文化スポーツ施設再整備のための積立として計上しているものがある。	なし
4 宿泊税導入後の効果等について				
(1)	宿泊税導入前と導入後における宿泊者数の変化		導入後（H31.4～）の宿泊者数に関する資料がないため不明。	H29 2,440万人 ⇒ H30 2,543万人
(2)	令和元年度の観光予算の規模及び宿泊税導入前後の予算増減	約21億円	平成30年度6億円、令和元年度7.1億円。前年に比べ18%増。	H29 7億円 H30 8億8,700万円 R1 13億2,100万円 （H30⇒R1 約5億円の増） ※ソフト事業のみ。ハード事業は含まれていない。
(3)	課税免除を行うことによる影響（近隣自治体への修学旅行の流出の有無等）			特に修学旅行生の数に影響は出ていないと考えている。 ※税収への影響額：修学旅行は約100万人（H30：95.3万人）とすると、100万人×200円＝2億円
(4)	宿泊税導入後、当初想定していなかった問題点や課題、それに対する対応策	<ul style="list-style-type: none"> ●施設数 約1500施設（ホテル・旅館700施設、民泊 800施設） 宿泊税導入前のためなし。	<ul style="list-style-type: none"> ●施設数 約340施設（登録施設） 特別徴収義務者の申告について、合算申告の制度を明文化して設けていなかったため、同じ建物内にある部屋を併せて申告したいという要望への対応が必要となった点。※旅館業法の改正により施設ごとの申告が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> ●施設数 約3,900施設（R1.10現在）うち簡易宿所が約3,000施設 ●宿泊数の内訳はホテル80%、旅館6% 旅館業法の許可はとっているものの、相手方が所在不明で連絡がつかない、営業の実態が現地調査を行っても不明、許可を受けた者ではなく管理会社が施設を運営、相手方がすでに死亡しているなど、特別徴収義務者との接触が困難なケースが存在する。そういった案件については調査を行っている。

福岡市観光振興条例（平成 30 年福岡市条例第 55 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、観光振興に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、観光振興に必要な事項を定めることにより、観光振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 観光振興に当たっては、本市が有史以前から大陸との交流窓口並びに外交及び貿易の拠点として世界とつながっており、独自の文化及び個性を育んできた国際交流都市であることを認識しなければならない。

- 2 観光振興は、余暇活動(余暇を利用して、学習、教育、娯楽、保養等の目的で活動することをいう。)、事業活動、会議、研修、運動競技等様々な目的を有する旅行者の来訪及び交流を促進するものであることを認識しなければならない。
- 3 観光振興に当たっては、それが様々な産業に幅広く波及効果をもたらすものであり、本市経済の活性化に寄与し、あわせて市民が利益を享受するものであることを認識しなければならない。
- 4 観光振興に当たっては、集客交流が新しい事業機会の創出、イノベーションの創出(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第 2 条第 5 項に規定するものをいう。)、本市の知名度の向上、地域経済の活性化等新たな価値を生み出すものであることを認識しなければならない。
- 5 観光振興に当たっては、市民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の発展を通して観光振興を推進することが、豊かな市民生活の実現のために重要であることを認識しなければならない。
- 6 観光振興に当たっては、法令等を遵守した公正な競争の下における観光振興が重要であることを認識しなければならない。
- 7 観光振興は、九州の玄関口としての福岡市の役割を認識し、九州内の地方公共団体との連携を図ることを旨として、行われなければならない。
- 8 観光振興は、旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるようにすることを旨として、行われなければならない。この場合においては、市民生活との調和に配慮するものとする。

（市の責務）

第 3 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光振興に関する施策を実施するものとする。

（市民の役割）

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光産業の振興)

第6条 市長は、観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策を講ずるものとする。

(受入環境の整備)

第7条 市長は、国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の魅力の増進等)

第8条 市長は、国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見、国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(MICEの振興)

第9条 市長は、MICE(国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。以下同じ。)の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策を講ずるものとする。

(持続可能な観光の振興)

第10条 市長は、宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策を講ずるものとする。

(財源の確保)

第11条 市長は、この条例に基づく施策に要する費用に充てるため、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

2 前項に規定するもののほか、宿泊税については、別に条例で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成31年度予算における宿泊税充当事業

31年度の宿泊税充当事業は、平年度化による税収増を活用し、「観光課題の解消、市民生活との調和を図る取組」をはじめ、市民、観光客、観光関係事業者が宿泊税の導入効果を実感できる取組を充実

〔 事業経費 71 億円，うち充当額 42 億円 〕

() は充当額
[単位：百万円]

①混雑対策・分散化 【充当額：8.7億円】

- ①市バス・観光地等の一部における混雑への対策強化 (322)
前乗り後降り方式の導入の拡大、
観光系統専用車両（洛バス）の新たな車両デザインの導入の拡大、
大型手荷物に対応したバス車両の導入の拡大、
おもてなしコンシェルジュによる交通・観光案内、
手ぶら観光の普及促進、観光案内標識の設置・改良など
- ②観光客の集中の緩和に向けた取組 (111)
「とっておきの京都」プロジェクト、ロケ地情報の発信強化・作品誘致支援事業など
- ③観光地等交通対策（嵐山地区、東山地区） (30)
- ④地域と連携した観光と市民生活との調和推進事業 (6)
- ⑤交通バリアフリー化対策 (296)
駅等のバリアフリー化（京福北野白梅町駅など）、道路のバリアフリー化（七条通など）
- ⑥安心・安全な東大路歩行空間創出事業 (71)
- ⑦京都駅八条口駅前広場運営 (32)

②民泊対策 【充当額：1.4億円】

- ⑧「民泊」対策事業 (127)
民泊通報・相談窓口の運営、違法不適切な民泊の調査、簡易宿所に対する運営状況の査察など
- ⑨民泊等に対する火災予防対策 (9)
- ⑩地域まちづくり支援の取組 (7)
まちづくりの専門家派遣

③宿泊事業者支援・宿泊観光推進 【充当額：3.9億円】

- ⑪旅館をはじめとする宿泊施設の経営強化・魅力発信支援 (28)
- ⑫海外への情報発信強化（RYOKANブランドの更なる発信） (5)
- ⑬修学旅行生誘致に向けた取組 (14)
- ⑭MICE誘致対策 (142)
MICE国際競争力強化推進事業、コンベンション推進事業など
- ⑮「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進 (156)
- ⑯観光関連産業担い手創造・育成プロジェクト (37)
- ⑰宿泊施設を核とした地域連携推進事業 (4)

④受入環境整備 【充当額: 7.1億円】

- ⑩災害時の観光客等への対策 (15)
近年の大規模災害を踏まえた更なる防災体制の強化(帰宅支援サイトの利便性向上),
ターミナルにおける防災対策推進事業(多言語情報の発信力強化)など
- ⑪世界的なスポーツイベントを契機としたおもてなし強化事業 (53)
- ⑫インバウンド需要獲得強化・マナー啓発事業 (48)
- ⑬ユニバーサルツーリズム普及促進事業 (3)
- ⑭鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助 (67)
- ⑮自転車走行環境整備 (32)
- ⑯京都駅前バスターミナルへのミスト装置の設置や観光地周辺トイレの洋式化等による受入環境の整備・充実 (393)
- ⑰市バス・地下鉄の利便性向上 (104)
市バス車内液晶モニター増設, 地下鉄車内案内表示装置等の4箇国語対応,
新たな案内用図記号への更新

⑤国内外への情報発信 【充当額: 2.6億円】

- ⑱京都の魅力の国内外への情報発信の強化 (211)
観光・文化コンテンツの発信力強化(京都観光オフィシャルサイトの機能強化),
海外への情報発信強化(海外情報拠点の増設, 海外商談会への参加, Japan Expo への出展)など
- ⑲「観光と文化をテーマとした国際会議 第4回京都会議(仮称)」の開催 (45)

⑥京都ならではの文化振興・美しい景観の保全 【充当額: 16.8億円】

- ⑳京町家の保全及び継承に関する取組 (180)
- ㉑文化財の保全・継承に向けた取組 (277)
祇園祭創始1150年記念事業, “京都を彩る建物や庭園”助成制度, 市指定文化財等保存修理など
- ㉒文化・伝統産業の担い手育成 (101)
京都文学賞(仮称)の実施, 映画に係る新たな顕彰制度の創設, 子ども能楽大連吟(仮称)の実施,
小・中学生による伝統文化体験の充実など
- ㉓伝統産業の魅力発信 (329)
京都伝統産業ふれあい館リニューアル事業, 繊維産業振興事業(きものステーション・京都)など
- ㉔「文化の薫り漂う, 歩いて楽しい岡崎」の推進 (124)
動物園の魅力発信強化事業, 岡崎地域活性化ビジョンの推進など
- ㉕文化芸術によるまちづくりに向けた東九条地区歩行空間等整備事業 (10)
- ㉖歴史的景観の保全に向けた取組 (517)
「新景観政策」の更なる進化(魅力ある夜間景観づくり), 歴史的町並み再生事業,
歴史的景観を保全・継承する京の道づくりなど
- ㉗雨庭整備事業 (5)
- ㉘無電柱化事業 (138)

宿泊税課税・徴収経費 【充当額: 1.1億円】

- ・課税・徴収事務経費 (57)
- ・宿泊事業者への事務費補助金 (57)
前年度の特別徴収額の2.5%(当初5年間は3%)を補助金として交付

市民生活と調和した持続可能な観光の振興(宿泊税の活用)

金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力をより一層高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に活用

1. まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興 (事業費 301,510) 千円 247,700 千円	
① 歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信 犀川・浅野川周辺の修景整備 金沢らしい眺望景観の創出 金澤町家の宿泊施設としての再生への支援 など	70,200 千円
② 伝統芸能の支援 芸妓文化や茶屋文化の継承への支援	23,100 千円
③ 伝統文化・伝統工芸の振興 全国学生大茶会の開催 文化とスポーツを組み合わせた交流事業の実施 宿泊施設の工芸品展示への支援	24,200 千円
④ 文化・スポーツ施設の充実 文化施設の展示機能の充実 MICE施設の改修に向けた設計 文化スポーツ施設再整備のための積立	115,200 千円
⑤ 食文化の継承・振興 全日本高校生WASHOKUグランプリの開催 国内外の若手料理人が和食を学ぶ環境の整備	15,000 千円

3. 市民生活と調和した持続可能な観光の振興 (事業費 317,935) 千円 176,100 千円	
① 無電柱化の加速 まちなかの無電柱化の推進	10,700 千円
② 住む人・訪れる人双方の交流促進 ゲストハウスが実施する地域住民と宿泊客との交流事業への支援	6,000 千円
③ 交通混雑の緩和と安全な歩行環境の確保 観光バス等の乗降場の整備 都心軸線における啓発の実施	11,800 千円
④ まちなかの歩行環境の向上 まちなかの歩行環境の整備、休憩空間の創出 金沢駅東・駅西広場における快適なトイレ空間の整備 など	89,900 千円
⑤ ぼい捨てなどの迷惑行為の防止 ぼい捨て等の迷惑行為に対するマナーの啓発や指導の強化	14,500 千円
⑥ 特定地域への観光客の集中を緩和 金沢港周辺地域における活性化モデル事業の実施	10,000 千円
⑦ 公共レンタサイクルの利用促進 郊外地区への観光客の分散化	20,200 千円
⑧ 旅行者の安全・安心の確保 外国人への多言語防災情報の発信 宿泊施設の従業員に対する救命講習会の開催	13,000 千円

2. 観光客の受入れ環境の充実 (事業費 252,900) 千円 194,500 千円	
① インバウンド対策の強化 公衆無線LANのエリアを拡大 重伝建地区等の説明版の英語併記 まちなか交通ガイドの多言語化	58,000 千円
② 宿泊施設等のおもてなし力の向上 おもてなし力を高める宿泊施設の改修への支援 食物アレルギー等に対応した店舗情報の周知	78,000 千円
③ 夜の観光の充実 金沢の多彩な伝統文化を披露するナイトシアターの開催 金沢らしい夜間景観の創出 鼓門におけるナイトパフォーマンスの実施 など	45,400 千円
④ 誘客の推進 市内におけるコンベンション開催の支援拡充	13,100 千円

4. 徴税経費 (事業費 41,704) 千円 41,700 千円		
徴収事務費、特別徴収事務交付金 など		
宿泊税収入額 ※11か月分	660,000 千円	
事業費	活用額	
1. まちの個性に磨きをかける歴史・伝統・文化の振興	(301,510) 千円	247,700千円
2. 観光客の受入れ環境の充実	(252,900) 千円	194,500千円
3. 市民生活と調和した持続可能な観光の振興	(317,935) 千円	176,100千円
4. 徴税経費	(41,704) 千円	41,700千円
1~4 合計	(914,049) 千円	660,000千円